

検索用情報の単独申出について

令和 8 年 4 月 1 日から、不動産の所有者は、住所または氏名に変更があった日から 2 年以内に、住所等変更登記を申請することが義務付けられました。

また、この義務の負担を軽減するため、所有者が住所等変更登記を申請しなくても、登記官が住基ネット情報を検索し、その情報に基づいて職権で登記を行う「スマート変更登記」の制度が開始されました。

現在所有している不動産を、職権による住所等変更登記の対象とするためには、あらかじめ法務局へ検索用情報の申出をする必要があります。この申出をしておけば、その後住所等の変更があった場合でも、ご自身で住所等変更登記を申請しなくても、法務局による職権登記の対象となります。

検索用情報として申出が必要な事項は、次の 5 つです。

- ① 氏名
- ② 氏名のふりがな（日本国籍がない方はローマ字氏名）
- ③ 住所
- ④ 生年月日
- ⑤ メールアドレス

検索用情報の申出は、「かんたん登記・供託申請」のページ (<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/mtouki/>) からご自身で行うことができるほか、司法書士にご依頼いただくこともできます。